

令和 2 年度～

第 5 学年

体育科年間指導計画

## ■年間指導計画の作成に当たって

体育学習において、その目標を達成するためには、意図的、計画的な学習指導の展開が必要です。このためには、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、小学校6年間を見通し、各学年の目標や内容を踏まえた授業時数、単元配当等を適切に定め、年間を通して授業実践が円滑に行われるなど調和のとれた指導計画を作成することが大切になります。

具体的には、各学校の実態に応じた年間指導計画を、下記事項に留意し、作成することが必要です。

### 1 これまでの指導計画の課題を整理する

新たな年間指導計画を作成するに当たっては、まず、それぞれの学校で実施されてきた年間指導計画の見直しが必要です。各単元に割り振られている時数は、指導内容を身に付ける上で十分だったのか、各単元の配列の時期が適切だったのかなどを検討することで、課題が明らかになってきます。

また、学校行事や学年行事との関わり、体育館や運動場使用との関わり、児童数や用具数の関わり等、実際の指導場面で起こった問題点を把握し、改善を図る必要があります。

### 2 6年間を見通した指導計画を立てる

#### (1) 系統性を踏まえた指導内容の明確化

年間指導計画を作成するにあたっては、児童の発達の段階や指導の系統性を踏まえ、当該学年ではどのような内容を指導し、身に付けさせればよいのかを明確にする必要があります。指導内容を明らかにすることで、その内容が身に付きやすい教材、指導しやすい教材を選択することができるようになります。

#### (2) 新学習指導要領の改訂の趣旨を活かした計画の作成

新学習指導要領では、2学年ごとのまとまりで指導内容が示されています。「体づくり運動」以外のすべての指導内容について、2学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできることが示されており、弾力化を活かした計画を立てることも考えられます。

#### (3) 施設や用具等の合理的な活用

年間指導計画において同じ領域及び内容の配当時間を工夫することで、運動場や固定施設、用具の有効的な活用が可能となります。同時期に各学年で同じ内容を取り扱うことにより、ライン引きや用具の準備片付けにかかる時間を短縮できます。

### 3 中学校の内容との接続を踏まえる

体育、保健体育については、発達の段階のまとまりを考慮し指導内容の体系化を図っています。小学校第5学年から中学校第2学年までは、同じ段階の時期ととらえられており、中学校との接続を踏まえることで体系化を活かした指導が期待できます。

# 【理論編】

## 1 学習指導要領改訂の背景及び改善の具体的事項

体育科，保健体育科における現行学習指導要領の成果と課題については，中央教育審議会答申において次のように示されている。

「生涯にわたって健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現することを重視し，体育と保健との一層の関連や発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図りつつ，指導と評価の充実を進めてきた。その中で，運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと，体力の低下傾向に歯止めが掛かったこと，『する，みる，支える』のスポーツとの多様な関わりの必要性や公正，責任，健康・安全等，態度の内容が身に付いていること，子供たちの健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなど，一定の成果が見られる。

他方で，習得した知識及び技能を活用して課題解決することや，学習したことを相手に分かりやすく伝えること等に課題があること，運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること，子供の体力について，低下傾向には歯止めが掛かっているものの，体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると，依然として低い状況が見られることなどの指摘がある。また，健康課題を発見し，主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり，社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘がある。」としている。それらを踏まえた体育科，保健体育科の改訂における改善の具体的事項は，次のとおりである。

- (1) 運動領域においては，「運動の楽しさや喜びを味わうための基礎的・基本的な『知識・技能』，『思考力・判断力・表現力等』，『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から，内容等の改善を図る。また，保健領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。
  - ・全ての児童が，楽しく，安心して運動に取り組むことができるようにし，その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際，特に，運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。
  - ・オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実については，児童の発達の段階に応じて，ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ，スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導等の在り方について改善を図る。」としている。
- (2) 保健領域においては，「身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な『知識・技能』，『思考力・判断力・表現力等』，『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から，内容等の改善を図る。その際，自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに，『技能』に関連して，心の健康，けがの防止の内容の改善を図る。また，運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。」としている。
- (3) 体力の向上については，心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ，「体づくり運動」の学習を通して，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，様々な基本的な体の動きを身に付けるようにするとともに，健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できるようにする。また，「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても，学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようにする。

## 2 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

### (1) 学習指導の改善・充実

#### ①カリキュラム・マネジメントの実現

今回の改訂では、子供たちの姿や地域の実情を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」の実現が求められている。体育科においても、同様に、「カリキュラム・マネジメント」の視点に基づいた学習指導の充実を図ることが大切である。

#### ○ 6年間の見通しをもった年間指導計画の作成

教育課程の編成においては、各学校が主体的に行うことが大切である。その際、「指導計画の作成と内容の取扱い」を踏まえて、6年間の見通しをもった年間指導計画を作成することとなるが、運動領域と保健領域の指導内容の関連を踏まえること、体育・健康に関する指導につながる健康安全・体育的行事等との関連について見通しをもつことなど、体育科を中心とした「カリキュラム・マネジメント」の視点から年間指導計画を立てることが大切である。

#### ○ 子供たちの実態に基づいた計画の作成・実施・評価・改善

年間指導計画で担当した单元ごとの指導計画を作成する際、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の具体的な指導内容を計画的に担当し、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導を充実することが大切である。

#### ○ 地域の人的・物的資源等の活用

児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、必要に応じて、地域の人的・物的資源等の活用を検討しておくことも大切である。特に、障害のある児童への支援や実生活へのつながりを充実する観点から、活用可能な人的・物的資源等との連携を図り、指導の充実につなげることが重要である。

### (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

今回の改訂では、子供たちが、学習した内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することが求められる。体育科においても、同様に、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することが大切である。

具体的には、例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、体育科で求められる資質・能力を育んだり、体育や保健の見方・考え方が更に豊かなものにしたりすることにつなげることが大切である。

○ 運動の楽しさや健康の意義等に気付き、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて自ら粘り強く取り組み、考察するとともに学習を振り返り、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

○ 運動や健康についての課題の解決に向けて、児童が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げたり深めたりするなどの対話的な学びを促すこと。

○ それらの学びの過程を通して、自己の運動や健康についての課題を見付け、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。なお、これら三つの学びの過程をそれぞれ独立して取り上げるのではなく、相互に関連を図り、体育科で求められる学びを一層充実することが重要である。また、これら三つの学びの過程は、順序性や階層性を示すものでないことに留意することが大切である。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進については、指導方法を工夫して必要な知識及び技能の習得を図りながら、子供たちの思考を深めるために発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していくことが大切である。それらの学習が展開される中で、着実な習得を促す学習が展開され、主体的・能動的な活用・探究の学習を展開することができると思われる。

### (3) 低学年における他教科等や幼稚園教育との関連

低学年の児童の学習上の特性や傾向を考慮し、他教科等との関連を積極的に図るようすること及び幼稚園教育との関連を図ることについて示した上で、特に小学校入学当初における教育課程編成上の工夫について示したものである。

### (4) 障害のある児童などについての指導方法の工夫

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められる。また、障害の有無を超えたスポーツの楽しみ方の指導の充実として、合理的な配慮に基づき障害の有無にかかわらずスポーツをともに楽しむ工夫をする経験は、スポーツを通じた共生社会の実現につながる学習機会である。学習指導要領で示される領域の指導内容は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」で示されていることから、「思考力、判断力、表現力等」や「学びに向かう力、人間性等」の指導内容との関連を図りながら、仲間の状況に応じてルールや場を工夫するなど、様々な楽しみ方や関わり方があることを学ぶ機会とすることなども考えられる。

## 3 内容の取扱いにおける配慮事項

### (1) 個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導等の工夫

各領域の内容を指導する際、学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導に留意すること及び、児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう指導方法を工夫することとした。

### (2) 言語活動の更なる充実

各領域の内容を指導する際、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うこととした。

### (3) 情報手段を積極的な活用

各領域の内容を指導する際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用することとした。

### (4) 体験を伴う学習の充実

運動を通じて「する、みる、支える、知る」のスポーツとの多様な関わり方について、具体的な体験を伴う学習を取り入れたり、保健の実習を取り入れたりするなどの工夫をすることとした。

### (5) オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実

オリンピック・パラリンピックに関する指導として、各運動領域の内容との関連を図り、運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることとした。

### (6) 保健の指導方法の工夫

保健の指導に当たっては、保健の内容に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行うなどの指導方法の工夫を行うこととした。

#### 4 高学年の内容の取扱い

- (1) 「A体づくり運動」の「体ほぐしの運動」及び「体の動きを高める運動」について、それぞれの学年で指導する。また、「体の動きを高める運動」については、高学年の児童の発達の段階を踏まえ、体の柔らかさ及び巧みな動きを高めるための運動に重点を置いて指導する。体づくり運動の指導に当たっては、音楽に合わせて運動をするなど、楽しく運動に取り組むための工夫を図る。
- (2) 「A体づくり運動」の「体ほぐしの運動」と「G保健」の「(1) 心の健康」の「(ウ) 不安や悩みへの対処」について相互の関連を図って指導するとは、「体ほぐしの運動」についての意味や必要性について、保健の時間において理解を図ることであり、また、心の健康で学んだことを「体づくり運動」の時間で実践し理解を深めようとするものである。
- (3) 「C陸上運動」について、児童の実態に応じて投の運動を加えて指導することができる。
- (4) 「D水泳運動」について、泳ぎにつなげる水中からのスタートを指導するとともに、学校の実態に応じて「背泳ぎ」を加えて指導することができる。
- (5) 「Eボール運動」については、ゴール型はバスケットボール及びサッカーを、ネット型はソフトバレーボールを、ベースボール型はソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えてハンドボール、ラグビー、フットボールなどそれぞれの型に応じたその他のボール運動を指導することもできるものとする。なお、「ベースボール型」については、運動場が狭くその実施が難しい学校もあることから、取り扱わないこともできる。
- (6) 「F表現運動」について、学校や地域の実態に応じて、「リズムダンス」を加えて指導することができる。
- (7) 「G保健」の内容の「(1) 心の健康」及び「(2) けがの防止」については第5学年、「(3) 病気の予防」については第6学年で指導する。また、けがの防止や病気の予防だけでなく、「(2) けがの防止」の適切なけがの手当や「(3) 病気の予防」の病原体に対する体の抵抗力や早期の治療の効果などを取り上げ、けがや病気からの回復についても触れるようにする。
- (8) 「G保健」の内容の「(3) 病気の予防」, 「(エ)喫煙, 飲酒, 薬物乱用と健康」の薬物乱用の心身への影響については、シンナーなどの有機溶剤を中心に扱うものとする。また、覚醒剤については、乱用される薬物には様々なものがあることに触れる。
- (9) 「A体づくり運動」をはじめ各運動領域の内容と、心の健康と運動、病気の予防の運動の効果などの保健領域の内容とを関連して指導する。特に、児童が保健領域の病気の予防について、全身を使った運動を日常的に行うことが、現在のみならず大人になってからの病気の予防の方法としても重要であることを理解することと、各運動領域において学習したことを基に日常的に運動に親しむことを関連付けるなど、運動と健康との関連について具体的な考えをもてるよう配慮することが大切である。